

税賃金ベースを600ドル引上げること。それ以降は現行法に従う自動的引上げとする。

4. 病院保険信託基金からOASDI信託基金に歳入を移転すること。この移転は、部分的に、メディケア制度に対する病院費用からの実質的な節約をすることになる。
5. 自営業者に対する社会保障税率を7%から7.5%に引上げること。
6. 性に基づく差別である社会保障法の年金額に関する若干の技術的規定を改正すること。このことは新たに受給資格要件を検討することを意味する。最近の最高裁の判決は、この改正を促すものであった。

以上の特別措置は、すでに現行法の規定に含まれるものもあり、短期の財政措置を除き、社会保障諸年金制度を全体的に公平なものになおすものである。

21世紀までに社会保障諸年金制度の財政的健全性を保証するために、さらに次の2つの措置を連邦議会に要求する：

1. 現行法に規定されるインフレ対応のための社会保障諸年金給付額算定方式を修正すること。この修正は、退職前の賃金を算定基礎として、退職後の給付額を算定する方式においてなされるべきである。
2. 現行法で規定されている社会保障税率の引上げ時期を調整すること。

現行の2011年までの社会保障税の1%引上げ計画を、1985年に0.25%引上げ、1990年に0.75%引上げること。

これらの諸措置を共に講ずるよう勧告することによって、財政的安定を社会保障年金制度にもたらすことを狙いとするものである。

Congressional Quarterly, Weekly Report, May 14, 1977.

(藤田貴恵子 国立国会図書館)

養子斡旋制度の改正

(アメリカ)

I

少なくとも10万人から30万人の児童が、養子斡旋の口を待って合衆国内のフォスター・ホームまたは施設にいることが、最近発表されている。

連邦および州政府は、これらの児童のために年間12億ドルを支出しているが、養子を希望する家庭を探す努力は、養子斡旋機関との協同の欠如、州間のコミュニケーションと統一的基準の欠如、不安定な州財政と中央のリーダーシップならびに情報の欠如のためにはばまれているという。

あたかもこのことを裏書きするように、ニューヨーク市の会計監査院は、約11,000人の児童が市内のフォスター・ケアに付託されており、必要とされる期間よりも平均して5.5年も長びいており、必要経費は21億3,300万ドルであるという調査を発表した。

こうした状態の理由に関しては、会計監査院の調査は、民間機関の努力の欠如、責任ある市および州機関の指導性の不足、また児童をフォスター・ケアに付託するための機関には資金を支出するが、フォスター・ケアから児童を解放するための機関には報いのないような財政構造や、適当とする時期にフォスター・ケアから児童を恒久的に安定した「家庭」に移してやらないことに対して罰を与えないこと、などであると述べている。

ニューヨーク市は、家のない児童の養子制度にからむ全国的状況の典型ともいえる。一方、該当児童の多くは、適当な家庭をうるのに困難な者である。その理由には、10歳以上の者であったり、多くの兄弟があつたり、障害者であつたりすることがあげられる。だが多くの児童福祉当局は、現在の養子斡旋機関

がより効果的に機能すれば、これらの子供のほとんどが恒久的に安定する家庭をみつけることができると信じている。

II

現在連邦議会に提出されている養子制度に関する法案の狙いは、まさにこの効果的斡旋ということである。最も主要な総合的法案は、アラン・クランストン上院議員によって提出されたもので、これはすでに人的資源委員会によって認可されている。他の法案の中には、養子として子供を引取る家庭に補助金を提供しようというもの、適当な子供に関するデータを集め配布する国的情報バンクを創設しようというもの、およびこれらの子供達を歓迎する家庭のための国の登録所を創設しようというものが含まれている。

クランストン法案は、ジョージ・ミラー下院議員によって下院に提出された法案の事実上の片割れである。一方、ウィリアム・ブロッドヘッド下院議員は、公的扶助改正法案に養子制度の改正法案をつけて提出し、これがさる6月14日に下院を通過している。ブロッドヘッド改正案は、クランストン——ミラーのアプローチよりも総合的なものではなく、限定された範囲でのみ補助金を提供しようとするもので、国の養子斡旋事務所を設立しようとするものではない。

公的扶助法案の一環としてのブロッドヘッド改正案は、当然のことながら現在上院財政委員会に付託されている。上院財政委員会は、クランストン法案が、医療給付に関連して、養子をむかえる家庭に対するメディケイド給付に影響を与えるからして、同法案に対する管轄権を主張するかもしれない。そうしたら、財政委員会がブロッドヘッド改正案をいかに処理するかを見届けるまでは、クランストン法案は本会議に付託されないことになろう。もしも財政委員会がブロッドヘッド改正案を見送ったら、より大規模なクランストンの改正法案を歓迎しないことを立証するからである。しかしブロッドヘッド改正案を採用したら、多くの上下両院議員は、もはやクランストン法案は必要ないと結論づけるかもしれない。

初め、養子制度の改革は1979年から1980年頃までにやればいいというのでは

なく、全児童福祉制度の総合的な改革を待ってやるべきだという理由で、クランストン法案は反対された。しかし6月9日に、カリファノ保健・教育・福祉長官はクランストン法案の支持を発表し、カーター大統領ならびにモンデール副大統領が現在の養子斡旋制度を若干改革したい希望であることを語った。なおこのさい彼は改革の詳細とか政府がクランストン法案について十分な支持をするか否かについては言及しなかった。

だがカーター大統領のクランストン法案を支持するという明確なメッセージがあれば、今年中に法案通過の必要が生ずるかもしれない。

改正を要する主たる点には以下の事項があげられている。

- ① 実施初年度の必要経費2,000万ドルとはなっているものの、クランストン法案は実質的に経費節約をすることになる。なぜならば、改正のための補助金額は、現在連邦の年間支出4億5,350万ドルを要するフォスター・ケアおよび施設ケアよりもはるかに少ない金額である。
- ② 改正のための補助は、養子斡旋を努力している40州の多くの州において、該当児童に恒久的に安定する場所を得させることに効果的であることが立証されている。ニュージャージィ州とカリフォルニア州は成功している例であるが、他の多くの州では金の使途が広範であり、資金が足りなくて成功していないともいえるからである。
- ③ 結局、10万人から30万人といわれる家のない子供達が、現在必要としている活動は、手まひまのかかるお役所仕事や、法的に混乱した仕事ではないということである。

The New York Times, Weekly Review ; June 26, 1977.

(藤田貴恵子 国立国会図書館)